

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	貨物運送取扱事業の参入及び運賃・料金規制の見直し		
意見・要望等の内容	<p>実運送を自ら行わない第一種利用運送事業及び運送取次事業の参入規制については、許可制の登録制への緩和等政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得るべきである。</p> <p>貨物運送取扱事業の運賃・料金については、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討すべきである。</p>		
関係法令	貨物運送取扱事業法第3条、第9条、第23条、第28条	共管	なし
制度の概要	<p>貨物運送取扱事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>参入については、利用運送事業を営もうとする者は、貨物運送取扱事業法第3条に基づき国土交通大臣の許可を受ける必要があり、その際、国土交通大臣が許可にあたり事業遂行能力を審査するため、同法第4条に基づき許可申請書等を国土交通大臣に提出することとなっている。</p> <p>また、運送取次事業を営もうとする者は、貨物運送取扱事業法第23条に基づき国土交通大臣の行う登録をする必要があり、その際、国土交通大臣は登録をするにあたって当該事業を営もうとする者の事業遂行能力の有無を審査している。</p>		
中間公表資料との関係	国土交通省関係94頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【11(3)ア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種利用運送事業の参入規制について、許可制の登録制への緩和等政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 ・運送取次事業の参入規制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 ・貨物運送取扱事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討する。 		
(説明)	「規制改革推進3か年計画」を踏まえ、検討を行っているところである。		
担当局課室名	総合政策局複合貨物流通課 (連絡先) 03-5253-8300		

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	貨物運送取扱事業の参入規制について			
意見・要望等の内容	貨物運送取扱事業の参入規制については利用者保護の観点から、事業遂行能力のない悪質な事業者の参入を未然に防止することが重要である。			
関係法令	貨物運送取扱事業法第3条、第23条	共管	なし	
制度の概要	<p>利用運送事業を営もうとする者は、貨物運送取扱事業法第3条に基づき国土交通大臣の許可を受ける必要があり、その際、国土交通大臣が許可にあたり事業遂行能力を審査するため、同法第4条に基づき許可申請書等を国土交通大臣に提出することとなっている。</p> <p>また、運送取次事業を営もうとする者は、貨物運送取扱事業法第23条に基づき国土交通大臣の行う登録をする必要があり、その際、国土交通大臣は登録をするにあたって当該事業を営もうとする者の事業遂行能力の有無を審査している。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係95頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【11(3)ア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種利用運送事業の参入規制について、許可制の登録制への緩和等政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 ・運送取次事業の参入規制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 			
(説明)	<p>「規制改革推進3か年計画」を踏まえ、貨物運送取扱事業の参入を検討しているところでもあり、それに並行して検討を行っていく。</p>			
担当局課室名	総合政策局複合貨物流通課 (連絡先) 03-5253-8300			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	トラック事業の営業区域規制の見直し			
意見・要望等の内容	隣接ブロックまで営業区域を拡大するなど、弾力的な措置を講ずるべき。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>一般貨物自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する貨物の運送をしてはならないこととされている。</p> <p>また、営業区域については原則として陸運支局の管轄区域を単位としているが、平成11年4月までに、経済ブロックを単位とした8つの拡大営業区域を設定している。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係96頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【 11(3)ア 】</p> <p>安全輸送の観点にも配慮しつつ、現在の営業区域制度の在り方を検討し、電子情報化を進める。</p>			
(説明)	<p>貨物自動車運送事業は、道路という一般公衆の用に供される施設を利用して、主に大型トラックにより、高速で荷物を運送する事業であることから、交通安全の確保は至上命題である。安全確保のためには、営業所において、過労運転、速度超過、過積載、整備不良等の行為を未然に防止するための適正な運行管理や車両の整備管理を実施することが重要であり、そのため、営業所に対する帰属性を確保する必要があるとの観点から営業区域規制を実施しているところである。</p> <p>この営業区域規制については、近年の高速道路の整備状況等を踏まえつつ、規制緩和推進3か年計画に基づき、運行管理や車両管理に支障が生じない範囲内で逐次営業区域を拡大してきており、平成11年4月には全国で経済ブロック単位への拡大措置を完了したところである。</p> <p>「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)に基づき、安全輸送の観点にも配慮しつつ、現在の営業区域制度の在り方を検討し、電子情報化を進めることとしている。</p>			
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	個人	
項目	トラック事業の最低車両台数規制について			
意見・要望等の内容	軽自動車を除くと車両5台～7台という規制があるが、もう少し自由に参入できるようにすべきである。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第6条	共管	なし	
制度の概要	一般貨物自動車運送事業を行うためには、国土交通大臣の許可を受ける必要があり、許可の基準については、各地方運輸局が公示しているが、その中で、最低車両台数の規定がある。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係97頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載				
(説明)	<p>貨物自動車運送事業における最低車両台数は、まとまった車両規模を確保することによって、適切な運行管理を行いうる体制を整えることを担保するものであり、これを撤廃してさらにトラック事業の零細化を進めることは、輸送の安全の確保の観点から適当ではない。</p> <p>なお、規制緩和推進3か年計画に基づき、最低車両台数を全国一律5台とした(平成13年4月1日実施)。</p>			
担当局課室名	自動車交通局貨物課(連絡先)03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	トラック事業の運賃・料金規制の緩和			
意見・要望等の内容	条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討すべきである。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第11条	共管	なし	
制度の概要	貨物自動車運送事業は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届出なければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係98頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 11(3)ア 】 トラック事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討する。			
(説明)	貨物自動車運送事業における運賃・料金規制については、事前届出制としてきたところであるが、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)に基づき、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討中である。			
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	トラック事業の運賃・料金規制の見直しに対する慎重な検討			
意見・要望等の内容	運賃・料金の見直しについて、貨物の輸送量がここ数年平均して一定の範囲内で推移し、トラック事業で保有車両10台以下の零細事業者の参入が年々増加して競争が激化している状況下では、見直しによって労働条件の悪化と安全性の確保の困難性が懸念されることから、最大限慎重な検討を行う。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第11条	共管	なし	
制度の概要	貨物自動車運送事業は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届出なければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係99頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 11(3)ア 】 トラック事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討する。			
(説明)	貨物自動車運送事業における運賃・料金規制については、事前届出制としてきたところであるが、ご意見についても配慮しつつ、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)に基づき、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討中である。			
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	全日本トラック協会、 経済団体連合会	
項目	分割不可能な貨物を輸送する基準緩和車両の輸送規制の緩和			
意見・要望等の内容	<p>2000年3月の規制緩和推進3か年計画（再改定）において、基準緩和車両の回送時における輸送規制の緩和について、安全性の確保について引き続き検討し、一定の結論を得るものとされたが、回送時に限らずに緩和すべきである。</p> <p>現在、認定、運行されている緩和車両は、トレーラの車両総重量28トンを超える分割不可能な単体物品の恒常的な確保が極めて困難であるため、場合によっては休止せざるを得ず、経済性からも非効率である。28トンの基準以内であれば、所定の安全対策等をとることによって、複数貨物の積載を認めるべきである。</p> <p>上記の措置により複数貨物の積載が可能となれば、経済性が向上し、また、運行車両台数の減少により交通渋滞の緩和など、環境対策上も効果がある。</p>			
関係法令	道路運送車両の保安基準第55条	共管	なし	
制度の概要	<p>保安基準では、車両総重量の上限を規定しており、一般の貨物自動車は、その車両総重量の範囲で運行することとなっているが、一般の貨物自動車では運べない分割不可能な重量物品が存在するため、例外的な基準を緩和する制度がある。</p> <p>分割可能貨物を運搬するトレーラについては、保安基準で規定している車両総重量の範囲で輸送の対応ができるため、基準緩和の認定が認められていない。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 100項			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【 11ア 】</p> <p>分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成9年10月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について12年度に得られた一定の結論を踏まえ、引き続き検討する。</p>			
(説明)	<p>分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となる。このため、基準緩和車両の認定条件の遵守状況、交通事故の発生状況を踏まえつつ、平成13年度に確実に基準内での輸送が担保されるような制度、方策等について検討し、その結果を踏まえて当該規制緩和の実施について結論を得る。</p>			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課（連絡先：03-5253-8591）			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	営業用ダンプカーの表示番号の指定及び表示番号の表示義務の廃止			
意見・要望等の内容	営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられていることから、二重規制となる営業用ダンプカーへの「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務については廃止されたい。			
関係法令	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項、第4条、道路運送法第95条、施行規則第65条	共管	なし	
制度の概要	土砂等の運搬の用に供するため、事業用の大型自動車を使用しようとする者は、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。また、指定を受けた表示番号等を当該自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係101頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 】			
(説明)	<p>運賃負担力の少ないもの等を運搬するダンプカーは、速度制限違反、積載制限違反及び過労運転を生じやすく、一旦事故を起こした場合は重大事故となる可能性が高い。</p> <p>従って、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」においては、道路運送法により義務付けられている使用者等の表示に比べて、より見やすい表示番号を表示することにより、運転者・使用者の無謀な運転に対する自戒自肅を促すこととしている。</p> <p>このため、表示番号の廃止は困難である。</p>			
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	日本化学工業会	
項目	危険物輸送時の2名乗車規制の緩和			
意見・要望等の内容	一定距離を超える危険物輸送時、2名の乗務員確保規制を廃止されたい。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第17条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	共管	なし	
制度の概要	貨物自動車運送事業及び貨物自動車運送事業輸送安全規則において、運転者が、長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全運転を、継続できない恐れがあるときに、交替するための運転者を置かなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係102頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	本規定では、危険物輸送時の2名乗務員確保について規定していない。			
担当局課室名	自動車交通局総務課安全対策室 (連絡先) 03-5253-8566			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等 5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	運行管理者研修制度の見直し			
意見・要望等の内容	運行管理者に対する研修の緩和については、安全対策が十分なされており、自ら運行管理者教育を十分に行う能力のある事業者に対して、講習内容、時間、頻度等の緩和措置を図ることも検討することとしているが、早期に緩和を図ること。			
関係法令	道路運送法第28条、旅客自動車運送事業運輸規則第32条、貨物自動車運送事業法第17条、 貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条	共管	なし	
制度の概要	一般旅客、貨物自動車運送事業者等は、地方運輸局陸運支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受講させなければならないこととなっており、毎年その通知を行っているところである。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 103頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	運行管理者の研修の緩和については、事故・違反を惹起していない営業所の運行管理者については、講習頻度を2年に一度の受講に緩和する予定である。			
担当局課室名	自動車交通局総務課安全対策室 (連絡先) 03-5253-8566			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 (社)全日本トラック協会	
項目	普通自動車の車両総重量規制の緩和			
意見・要望等の内容	現行の車両総重量規制(普通自動車:8t未満)を10t未満にまで緩和するとともに、運転免許制度、高速道路の通行料金、ナンバープレートの大きさ、保安基準などの関連する規制も併せて緩和すべきである。			
関係法令	道路運送車両の保安基準、道路整備特別措置法第2条の4等	共管	警察庁	
制度の概要	保安基準では、交通事故の発生状況等に基づき、必要に応じ車両総重量を規制対象区分の指標として用いている。大型トラックの事故防止を目的とした一部の規定においては、車両総重量8tが規制対象の区分とされている。 高速道路料金車種区分は、道路運送車両法等の区分により規定しており、普通貨物自動車については、道路交通法及び保安基準により車両総重量8tで区分している。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係104頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】 なし			
<p>(説明)</p> <p>一般的に、事故車両の総重量が大きくなるに従って事故の被害が大きくなることから、総重量8tを規制区分とした現行の保安基準の一部規定において、規制区分を単純に車両総重量10t未満まで緩和することは不可能である。</p> <p>しかしながら、当該規定に係る事故の発生状況を詳細に分析し、その結果を踏まえ、合理的な規制のあり方について検討することとしている。</p> <p>また、現行の高速自動車国道等の料金に係る車種区分については、道路運送車両法等を参考に設定しているところであるが、今後、これらの法令改正の動向や負担の公平の観点も踏まえて検討する。</p>				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課(連絡先:03-5253-8591)、 道路局高速国道課・有料道路課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	車 高			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車高4.1mの車両が通行可能な道路において、特殊車両通行許可なしで高さ4.1mの車両が通行できるようにすべき。 ・それが不可能な場合、包括的な許可手続きにより、当該許可事業者が保有する全ての車高4.1mの車両の通行を認めるべき。 			
関係法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条		共管	警察庁
制度の概要	<p>車高の最高限度 3.8m 最高限度を超える車両を通行させる場合は、道路管理者の特殊車両通行許可が必要。 9フィート6インチの国際海上コンテナを積載した車両(車高4.1m)は、指定経路において許可により通行可能。</p>			
中間公表資料との関係	5 運輸関係 (1)トラック事業等 - 国交～P105 -			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明) 1 車高4.1mの車両が通行可能な道路の全国的なネットワークが形成されていない現状において、高さに関わる事故が多く発生している中で、仮に車高4.1mの車両が現に通行可能な道路で自由走行とした場合、さらに重大事故を大幅に増加させる恐れが高くなり、道路構造の保全、円滑な交通の確保が図られないとともに、国民にとって極めて危険な状態となる。 また、背高海上コンテナ積載車両の通行については、車両の諸元、通行経路等を特殊車両通行許可申請の段階で審査し、実際の通行に際しては、経路図を携行し、通行経路を遵守することとしている。 よって、特殊車両通行許可なしで高さ4.1mの車両が通行できるようにすることは措置困難である。 2 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ及び最小回転半径の最高限度を超える車両は通行させてはならないが、道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、必要な条件を付して最高限度を超える車両の通行許可することができるものとしている。 背高海上コンテナ積載車両については、国際複合一貫輸送に供されるものであり、かつ車高を低くしても4.1mにならざるを得ないという貨物の特殊性があることから、許可を受けてあらかじめ指定された経路を通行できるものであり、これに対し、分割可能な他の貨物を積載した車両については、同様の特殊性は認められない。 車高4.1mの車両が通行可能な道路の全国的なネットワークが形成されていない現状において、高さに関わる事故が多く発生している中で、仮に分割可能な他の貨物を搭載した車両についても通行を認めることとすれば、各種の背の高い車両が著しく増加する恐れがあり、鉄道橋への衝突等の重大事故を大幅に増加させる恐れが高く、道路構造の保全、円滑な交通の確保が図られないとともに、国民にとって極めて危険な状態となる。 よって、車高4.1mの分割可能な他の貨物を積載した車両を特殊車両通行許可対象とすることは措置困難である。 3 なお、車両の台数が2台以上で一定の事項が同一の場合は、背高海上コンテナ積載車両についても、他の特殊車両の取り扱いと同様に包括申請は可能である。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)・企画課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、 (社)全日本トラック協会、 石油化学工業協会 (社)日本化学工業協会	
項目	分割可能貨物積載車両の総重量			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連結車両総重量規制について現行の36トンから44トン程度まで緩和すべき。 ・セミトレーラの車両総重量規制について現行の28トンから36トンまで緩和すべき。 ・鋼材輸送についても、車両総重量規制を現行の36トンから44トン程度に、セミトレーラの車両総重量を現行の28トンから36トンにまで緩和すべき。 			
関係法令	道路法第47条、第47条の2 道路運送車両の保安基準第4条、第55条	共管	なし	
制度の概要	<p>(道路法) 一般的なセミトレーラ連結車(最遠軸距1.2m程度)の特殊車両通行許可限度総重量は約34トン程度であり、また、国際海上コンテナ積載車両については、フル積載した状態での総重量を許可限度としている。</p> <p>(保安基準) セミトレーラの車両総重量については、最遠軸距に応じ、最大28tとなっている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係106頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】 なし			
(説明)	<p>1 国際海上コンテナは、輸出入時と同じ状態で輸送され、国内で貨物の積み替えを行わないという国際複合一貫輸送に特殊性があることから、保安基準では規定を緩和できる車両の対象とし、また、道路構造の保全のため必要な連行禁止条件等を付したうえで、高速自動車国道及び指定道路等においてフル積載した状態で特例的に特殊車両通行許可の対象としている。</p> <p>2 これに対して、国際海上コンテナ以外の貨物の輸送(鋼材輸送も含む。)は積載物の軽減等が可能であるため、同貨物の積載車両については、国際海上コンテナ積載車両と同様の特殊性は認められず、フル積載した状態での国際海上コンテナ積載車両と同程度までに引き上げることはできない。</p> <p>3 なお、国際海上コンテナ以外の貨物の積載車両については、平成10年6月に高速自動車国道及び指定道路等における特殊車両通行許可限度重量を引き上げており。これにより、最遠軸距1.2m程度の一般的なセミトレーラ連結車で約2.5%の積載量の増加が可能となるよう措置している。</p>			
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)・企画課 自動車交通局技術安全部技術企画課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	駆動軸の軸重			
意見・要望等の内容	規制緩和推進3か年計画において、エアサスのみは12年度以降早期に技術的結論を得て検討することとなっているが、その他についても軸重の10トン規制を物流の効率化の促進及び物流コストの低減に資する観点から、欧州並みの11.5トンへ引き上げられたい。			
関係法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条 道路運送車両の保安基準第4条の2等	共管	なし	
制度の概要	(車両制限令) 軸重の最高限度は10トン (保安基準) 自動車の軸重は、10トンを超えてはならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係107頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】 なし			
(説明)	1 軸重に係る基準については、道路、橋梁等の道路構造物の耐久限度等を考慮して規定されており、国土交通省の所管法令において最高限度を10トンと定めているところである。 2 軸重の増加は、床版や舗装に与える影響が非常に大きく(例えば、軸重が10tから11.5tに増加することで、床版に与える影響は約5倍、舗装に与える影響は約2倍になることで知られている。)、軸重の最高限度を引き上げることは、床版の補強、舗装の作り替えが必要となるため、その実施は困難である。			
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)・企画課 自動車交通局技術安全部技術企画課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	全日本トラック協会	
項目	三軸車の総重量			
意見・要望等の内容	建設事業にとって必要不可欠な建設資材等の運搬を行っているダンプカー、コンクリートミキサー車等については、輸送の効率化等に資するため、車長及び軸距にかかわらず三軸車については、車両総重量の最高限度を25トンまで緩和を図られたい。			
関係法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条 道路運送車両の保安基準第4条	共管	なし	
制度の概要	(車両制限令) 総重量の最高限度 高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路 車長及び最遠軸距に応じて最大25トン その他の道路 一律20トン (保安基準) 車両総重量は、車両の長さ、最遠軸距に応じて最大25トン以下でなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係108頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	1 橋梁等においては、その構造の保全のため、単位面積当たりの荷重を一定以上に抑えなければならず、したがって、通行車両に対しては車長・軸距に応じた総重量制限が必要となる。 2 車長・軸距にかかわらず一律に三軸車の車両総重量をすべて緩和することは、単位面積当たりの荷重を制限することができなくなり、道路構造の保全上重大な支障となるため、その実施は困難である。 3 なお、三軸車であっても車長・軸距の長い一定の車両であれば、車両の形状にかかわらず登録が可能であり、既に高速自動車国道及び指定道路において総重量25トンまでの自由走行が可能となるよう措置している。			
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)・企画課 自動車交通局技術安全部技術企画課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会、石油化学工業協会	
項目	セミトレーラ等特殊車両の通行可能道路の拡大			
意見・要望等の内容	・ I S O規格国際海上コンテナフル積載トレーラについて、通行可能な指定道路の延長			
関係法令	道路法第47条、第47条の2	共管	なし	
制度の概要	平成5年度に道路構造令及び車両制限令を改正し、高速自動車国道又は指定道路において、総重量20t超の車両(車長及び軸距に応じ最大25t)が自由走行できる仕組みを創設。 平成10年度より、I S O規格国際海上コンテナ積載車両については、高速自動車国道及び指定道路において特殊車両通行許可によりフル積載通行が可能			
中間公表資料との関係	国土交通省関係109頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成12年4月)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	<p>1. 高速自動車国道や一般国道を中心として、平成5年度から橋梁の補強等を実施し、車両の大型化に対応した道路整備を進めてきている(平成12年4月現在高速道路及び指定道路延長約39,000km)。</p> <p>2. 今後の車両の大型化対応については、新道路整備五箇年計画末(H15.3)までに橋梁補強等により、一般国道等を中心に累計約6万kmを目標に、道路整備を推進している。 これにより、指定道路ネットワークが拡大され、特殊車両通行許可によってI S O規格国際海上コンテナ用セミトレーラのフル積載車両の通行が可能となる範囲が拡大されることとなる。</p>			
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)・国道課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	特殊車両通行許可申請の緩和			
意見・要望等の内容	・通行許可期間を現行の1年から3年に延長			
関係法令	道路法第47条、第47条の2	共管	なし	
制度の概要	特殊車両の許可期間 一般には1年以内(一部のものについては半年以内)			
中間公表資料との関係	国土交通省関係110頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)				
1. 道路の状況は、疲労損傷等による劣化や路上工事の施工等のため常に変化するものであるため、道路構造の保全又は交通の危険防止の観点から、1年ごとに最新の道路状況に照らして審査する必要がある。				
2. また、申請書の添付書類として、道路運送車両法に規定する有効期間内の車両検査証の写の提出を求めているが、これは、公的に認められている当該車両の諸元を確認するために必要なものである。 許可が必要となる大型の貨物自動車の車検証は有効期間1年と規定されているが、仮に許可期間を現行の1年間から3年間に延長した場合、道路管理者にとって車両諸元に係る公的な確認が得られない期間(申請時に提出された車検証の有効期間満了後の期間)が2年以上と長期にわたることとなり、許可車両の管理上支障となる。				
2. 以上のとおり、許可期間の延長は困難である。				
4. なお、従来から更新申請にあたっては、前回許可時から変更のない添付書類について添付を省略できることとしており、申請者の負担軽減を図っている。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)			